

居宅訪問型保育事業の交通費負担の軽減について

1 概要

本区においては、平成27年度の子ども・子育て支援新制度開始当初から、居宅訪問型保育事業を導入し、待機児童や障害児の保育をするために活用しているところである。居宅訪問型保育事業においては、保育者を派遣する交通費については国の制度により保護者負担としている。

平成29年度から居宅訪問型保育事業における交通費について、保護者の負担軽減のため、区が一定の負担を担うこととする。

2 変更内容

保護者が、事業者へ交通費相当額を支払っていたところ、区が、事業者へ交通費相当額1人当たり20,000円を上限に補助する。